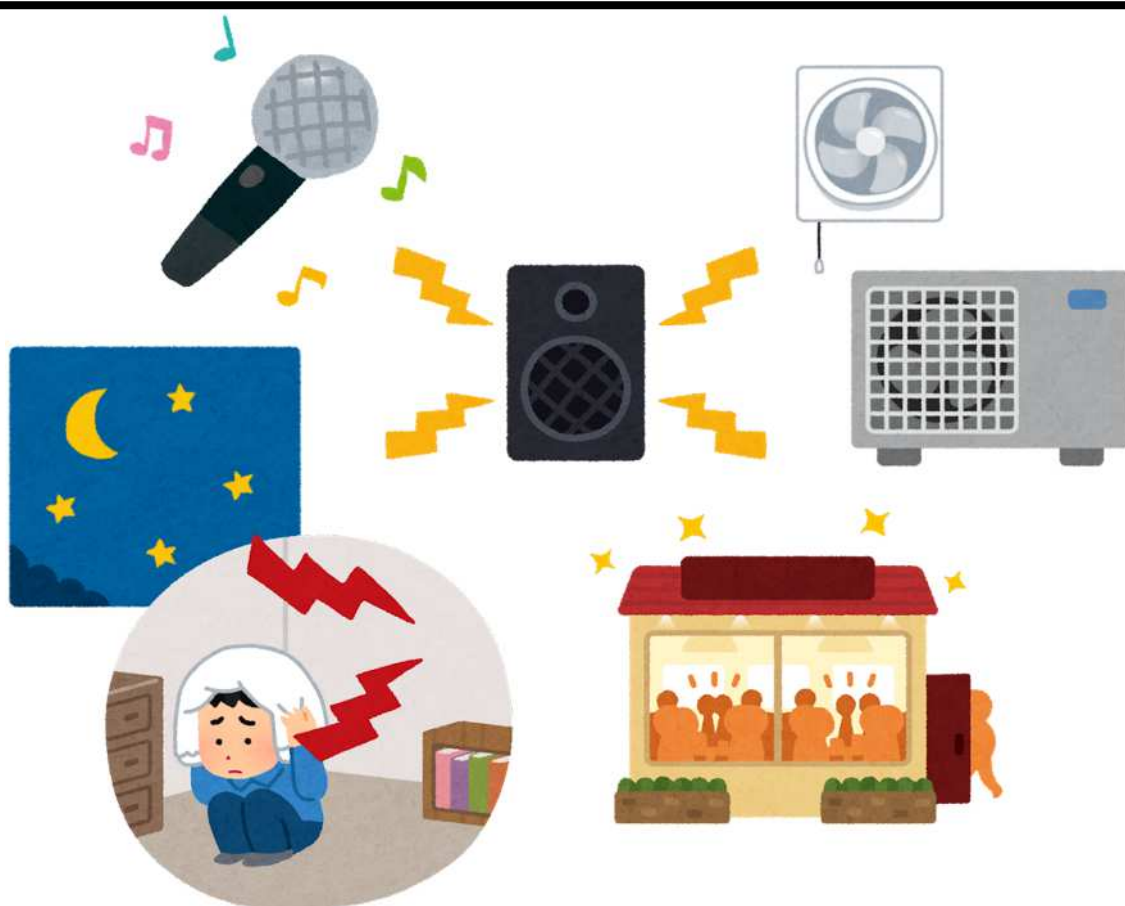


飲食店等営業のみなさまへ その音、大丈夫ですか？



近年、生活様式の変化や住工混在地域(事業場等と住宅が混在している地域)の増加等により事業活動由来の音に関する苦情が多発しています。

事業者の方々におかれましては、地域の皆さんと良好な関係を構築できるよう、近隣住民の生活環境に配慮した事業活動を行うようにしてください。

皆様のご理解とご協力をお願いします！

兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」(以下、「県条例」という。)では事業活動に伴って発生する音について規制基準が定められています。(県条例第34条第1項)

また、深夜における営業の制限(県条例62条)及び音響機器の使用の制限(県条例第63条)が定められています。

● 騒音の規制基準（県条例第35条）

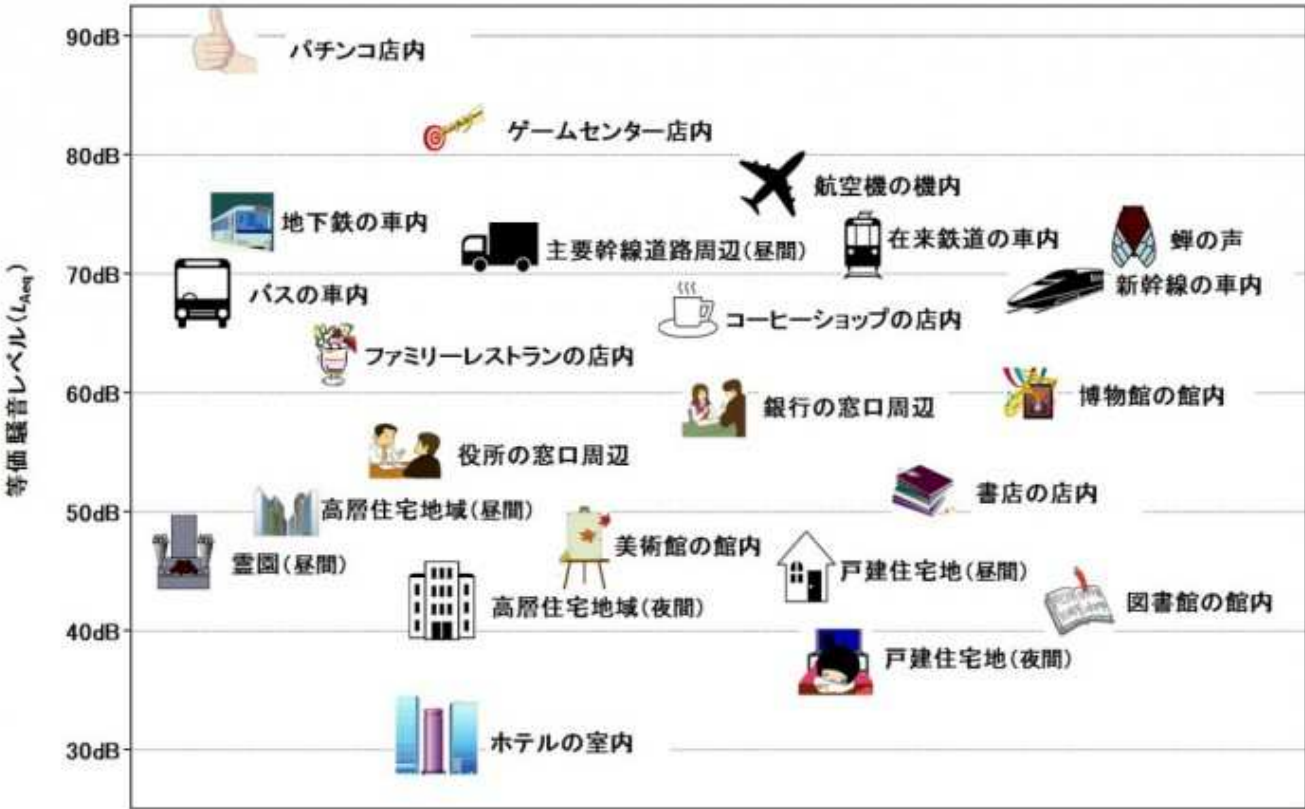
工場等（飲食店等の事業場を含む）は、その敷地境界線上で、音の大きさの基準を守する必要があります。

（単位：デシベル）

区域の区分 時間の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	8時～18時	6時～8時 18時～22時	22時～翌日の6時
第1・2種低層住居専用地域	50	45	40
第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域	60	50	45
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65	60	50
工業地域、工業専用地域の一部	70	70	60

※ただし、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、特別養護老人ホームなど静穏な環境を必要とする施設の敷地の周囲50mの区域内にある事業場は、上記の数値から5デシベル減じた値が規制基準となります。

騒音の大きさの例



午後11時以降のカラオケ禁止！

● 深夜における音響機器の使用の制限（県条例第63条）

飲食店・カラオケボックスなどにおいては、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ装置など音響機器の使用は禁止されています。

制限の内容	地 域	尼崎市全域（商業地域、工業地域および工業専用地域を除く。）
	業 種	設備を設けて客に飲食をさせる営業
	音響機器	カラオケ装置 電気蓄音機 磁気録音再生機 拡声装置 楽器
	使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

※ただし、音響機器などから発生する音が、防音措置を講ずることにより、営業を営む場所の外部に漏れない場合は除く。

● 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」については警察署へ問い合わせください。

騒音及び振動の規制（法第15条、第32条第2項）

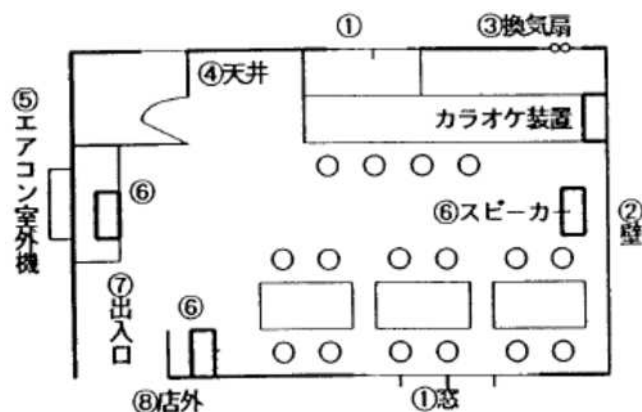
風俗営業者 及び 深夜において飲食店営業を営む者は、営業所周辺において、都道府県の条例（*2）で定める数値以上の騒音又は振動（人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。）が生じないように、その営業を営まなければならない。

*2：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（兵庫県）第6条

- 県条例による規制の対象となる騒音は、カラオケ装置、楽器、拡声装置など音響機器から発生する音声および音ですが、店舗の外での話し声、自動車のドアの開閉音、自動車のアイドリング音などでも苦情が寄せられていますので注意してください。

防音対策はご存じですか

- 防音対策が必要になりましたら、次のポイントを参考にしてください。



- ① 窓〔二重にするか、つぶしてしまう〕
- ② 壁〔防音材を使う〕
- ③ 換気扇〔消音型にする〕
- ④ 天井〔防音材を使う〕
- ⑤ エアコン室外機〔防音対策をする〕
- ⑥ スピーカー〔音量出力の小さいものにする〕
- ⑦ 出入口〔二重構造にする〕
- ⑧ 店外〔大声で送り迎えをしない〕

※ 希望する事業者の方には、騒音計を無料で貸出しています。

詳しくは尼崎市ホームページの「騒音計・振動計の貸出」(ページID:1008696)をご覧ください。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_souon/034kasidas.html



問い合わせ・連絡先

尼崎市経済環境局環境部 環境保全課
(交通公害・騒音振動担当)

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

TEL: 06-6489-6305

FAX: 06-6489-6300